

産業廃棄物の情報提供義務強化に関する具体的な要望

産業廃棄物の適正で安全な処理のために、排出事業者が処理業者へ産業廃棄物の情報の性状・特性などの情報を提供するように、法令の強化を要望いたします。具体的な要望事項は、次のとおりです。

- 1．産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を安全かつ適正に処理するために必要な情報事項を省令で規定していただきたい。
具体的には、当連合会が策定した「廃棄物処理委託仕様書」、「廃棄物物性・安全データシート」の掲載項目を省令で規定していただきたい。
- 2．上記の様式を基にして、排出事業者が廃棄物の情報を処理業者に提供する際の様式を省令で規定していただきたい。
- 3．排出事業者が廃棄物を安全かつ適正に処理するために必要な情報を処理業者にあらかじめ書面で通知するように政令で規定していただきたい。
また、廃棄物情報提供義務に関する基準を統一していただきたい。
- 4．産業廃棄物を受委託の際や引き渡しの際には、廃棄物の表示、分別排出、安定化処理を行うように政令で規定していただきたい。